

税理士会と連携の中小向け保証制度

創設1年で
50億円突破

県信用保証協会

県信用保証協会が名「証」が、好調に実績を古屋税理士会との連携 積み上げている。昨年により創設した「税理 12月の取り扱い開始か士連携短期継続特別保 ら今年10月末までに、

同制度の保証承諾は319件、54億9400万円に上った。同協会が連携した東海地区初で、制度創設1年で保証承諾額が50億円を突破した保証制度は、2011年3月に全国統一制度として創設した東日本大震災復旧緊急保証以来、約5年ぶり。中小企業や小規模事業者の資金繰りの安定化を図る税理士連携短期継続特別保証は、信用保証協会と税理士会が連携した東海地区初の制度。月次管理する顧問税理士の推薦がある企業などが対象で、保証限度額を3千万円とし、1年間の手形貸し付けを最長5年間継続できる。毎月の返済負担を軽減して資金繰りに余裕が生まれるほか、税理士や金融機関、信用保証協会の連携による支援の強化で積極的な事業戦略、柔軟な財務戦略の展開が可能になることが好調の要因という。同協会は、同制度の活用を推進するキャンペーンを9月末まで実施し、6金融機関の21店舗が保証承諾5件以上を達成。7日、11店で達成した岐阜信用金庫の本店で感謝状贈呈式を行った。



感謝状を受け取る岐阜信用金庫城東支店の松原直樹支店長(右)＝岐阜市神田町、岐阜信用金庫本店